第四条　実施

１　各締約国政府は、自己の任意の決定に基づき、附属書一に掲げる一定量の米を特定する。当該一定量の米は、特定された後は、理事会が地域及び世界における一般的な食糧事情を考慮しつつ定期的に検討する約束となる。

２　ＡＳＥＡＮ構成国の政府である締約国政府が特定する米の量は、ＡＳＥＡＮにおける緊急事態のための米の備蓄制度のために誓約した米から調達されるものとし、ＡＳＥＡＮの食糧安全保障のための備蓄制度に関する協定を改正する第二議定書第二条３に定める当初の特定される米の量に充てられる。

３　ＡＰＴＥＲＲにおいて備蓄されている米の放出及び特定された米の補充は、理事会の定める規則及び手続に従って実施される。

第五条　米に関する情報の交換

１　締約国政府は、前条に規定する約束を効果的に履行するため、第八条に規定する事務局に対し、米の備蓄のための政策及び計画に関する情報並びに食糧（特に米）の供給及び需要の状況についての食糧安全保障その他の側面に関する情報を定期的に提供することに合意する。事務局は、当該情報を全ての締約国政府に送付する。

２　事務局は、収集した情報に基づき、食糧の供給及び需要の状況及び見通しに関する事実関係についての簡潔な評価を定期的に作成し、締約国政府に送付する。

３　この条の規定に従って提供される情報は、必要な場合又は締約国政府が要請する場合には、秘密のものとして取り扱う。

第六条　ＡＰＴＥＲＲ基金の設置

１　締約国政府は、この協定に基づくＡＰＴＥＲＲの運営及び活動を支援するため、次条に規定する理事会が運用する基金（以下「ＡＰＴＥＲＲ基金」という。）を設置することに合意する。

２　各締約国政府は、寄附による基金並びにＡＰＴＥＲＲの運営及び活動を支援するための事業費に対する拠出金によって構成されるＡＰＴＥＲＲ基金に対し、附属書二に掲げる額の拠出を行う。

３　理事会は、ＡＰＴＥＲＲ基金の財政規則及び運用について採択し、及び承認する。

第七条　ＡＰＴＥＲＲ理事会

１　締約国政府は、ＡＰＴＥＲＲ理事会を設置することに合意する。

２　理事会は、各締約国政府の一人の代表で構成する。ＡＰＴＥＲＲ事務局及びＡＳＥＡＮにおける食糧安全保障のための備蓄制度に関する委員会の事務局による支援を受けて、理事会の会合の開催を支援する。

３　理事会の決定は、理事会の構成員の間におけるコンセンサス方式によって行う。

４　理事会は、附属書三に定める理事会の付託事項に従い、ＡＰＴＥＲＲの運営について責任を負う。

５　理事会は、アルファベット順により毎年交替で一のＡＳＥＡＮ構成国の締約国政府及び一の協力三箇国の締約国政府が共同で議長を務める。

６　理事会は、その構成員との協議の上で共同議長が決定するいずれかの日に、少なくとも年一回定期的に会合する。共同議長は、直ちに解決する必要がある緊急の事項を討議するため、特別会合を開催することができる。

７　各締約国政府は、関連する政策及び理事会の決定を実施するための機関及び調整者を特定する。

第八条　ＡＰＴＥＲＲ事務局

１　締約国政府は、ＡＰＴＥＲＲ事務局を設置することに合意する。ＡＰＴＥＲＲ事務局は、理事会が採択するＡＰＴＥＲＲ事務局の任務及び責任に従いその任務及び責任を遂行する。事務局は、その所在国の国内法に基づき、その任務を遂行するために必要な法人格を与えられる。事務局は、理事会が任命する事務局長を長とする。

２　事務局の所在地は、締約国政府がコンセンサス方式によって決定する。

第九条　紛争の解決

１　この協定の解釈、適用又は実施に関する締約国政府間の紛争は、交渉又は当該締約国政府が合意するその他の平和的手段による解決を目指して行われる当該締約国政府間の協議を通じて解決する。

２　紛争当事者である締約国政府が１に規定する手続に従い紛争を平和的に解決することができない場合には、いずれの関係締約国政府も、当該紛争を理事会に付託することができる。

第十条　最終規定

１　この協定は、ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国による署名のために開放しておくものとし、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

２　批准書、受諾書又は承認書は、７に規定する寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その寄託につき全ての署名政府に速やかに通報する。

３　この協定は、少なくとも六のＡＳＥＡＮ構成国及び一の協力三箇国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

４　この協定は、３に規定する効力発生のための要件が満たされた後にこれを批准し、受諾し、又は承認するＡＳＥＡＮ構成国及び協力三箇国については、当該国による批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

５　いずれの締約国政府も、事務局に対して書面による通報を行うことにより、いつでもこの協定の改正を提案することができる。事務局は、その改正案につき他の締約国政府に速やかに通報する。この協定の改正は、締約国政府がコンセンサス方式によって採択する。締約国政府に対する新たな義務を伴う改正は、全ての締約国政府が批准書、受諾書又は承認書を７に規定する寄託者に寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。締約国政府に対する新たな義務を伴わない改正は、その採択の日に全ての締約国政府について効力を生ずる。

６　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書の修正は、５に定める手続に従い、提案され、及び採択され、並びに効力を生ずる。

７　この協定の寄託者は、ＡＳＥＡＮ事務総長とする。

８　各締約国政府は、国の安全、公の秩序及び公衆の健康を含む重大な国家的利益を理由として、この協定の実施を一時的に全部又は一部停止する権利を留保する。このような停止又はその解除は、事務局が書面による通告を受領した後三十日で効力を生ずる。

９　締約国政府は、７に規定する寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から六箇月を経過した日に効力を生ずる。寄託者は、その脱退につき全ての締約国政府に速やかに通報する。

10　この協定には、いかなる留保も付することができない。

11　この協定の原本は、７に規定する寄託者に寄託する。この協定の認証謄本は、寄託者がこの協定の署名政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年十月七日にインドネシアのジャカルタで、英語により原本一通を作成した。

（署名欄は省略）

附属書一　ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国によって特定される米の量

運営の当初の段階において、ＡＳＥＡＮ及び協力三箇国のそれぞれによって特定される米の量は、次のとおりである。ただし、協定第二条３の規定に従うことを条件とする。

ブルネイ・ダルサラーム国	三、〇〇〇トン
カンボジア	三、〇〇〇トン
インドネシア	一二、〇〇〇トン
ラオス人民民主共和国	三、〇〇〇トン
マレーシア	六、〇〇〇トン
ミャンマー	一四、〇〇〇トン
フィリピン	一二、〇〇〇トン
シンガポール	五、〇〇〇トン
タイ	一五、〇〇〇トン
ベトナム	一四、〇〇〇トン